公　募　要　領

地域水素供給インフラ技術・社会実証
（平成 23 年度第 1 回）

【ご注意】

本事業への応募は、ＮＥＤＯへの書類提出に加え、府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）への研究機関及び研究者の登録、応募基本情報の入力が必要です。

※ｅ－Ｒａｄによる登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、２週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

平成２３年２月

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新エネルギー部

「地域水素供給インフラ技術・社会実証」に係る公募について
（平成２３年２月３日）

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）は、「エネルギーイノベーションプログラム」の一環として、平成２３年度から「地域水素供給インフラ技術・社会実証」事業を実施することに伴い、下記のとおり、本研究開発に参加する共同研究先の公募を行います。

なお、本事業は平成２３年度の政府予算原案をもとに公募するため、今後成立する予算の状況に応じて内容の変更があり得ます。

記

１．事業名称

地域水素供給インフラ技術・社会実証

２．目的

我が国では、これまで「燃料電池システム等実証研究」（２００９～２０１０年度）等において、水素ステーション１５箇所（協賛ステーション４箇所を含む）、燃料電池自動車（ＦＣＶ）約１４０台を導入し、ＦＣＶ・水素ステーションの実用性、省エネルギー性、環境負荷低減性能等を実証すると共に、実用化課題の抽出を進めてきています。

また、２０１０年７月には燃料電池実用化推進協議会によって、産業界の総意として２０１５年にＦＣＶの一般ユーザーへの普及開始を目指すことが発表されています。さらに、２０１１年１月には自動車メーカー及び水素供給事業者１３社が共同声明を発表し、自動車メーカーがＦＣＶ量産車を２０１５年に４大都市圏を中心とした国内市場への導入と一般ユーザーへの販売開始を目指し、開発を進めていることや、水素供給事業者が２０１５年までにＦＣＶ量産車の販売台数の見通しに応じて１００箇所程度の水素供給インフラの先行整備を目指すこと等が示されています。

本事業では、２０１５年のＦＣＶの一般ユーザー普及開始に向けて、実使用に近い条件でＦＣＶ・水素供給インフラに関する技術実証を行うと共に、ユーザー利便性、事業成立性、社会受容性等を検証し、普及開始に向けての課題を解決することを目的とします。さらに、水素供給インフラの画期的な低コスト化に繋がる技術実証、地域特有の技術や資源を活かした水素供給インフラの技術実証・調査等を行い、将来における地域への水素供給インフラの導入可能性を明らかにします。

本事業の実施により、２０１５年にＦＣＶの一般ユーザーへの普及が開始されることが見込まれ、その後に普及拡大されれば、２０２５年には約４００万トン／年*1のCO_2削減効果、６兆円*2の市場規模が期待されます。

本事業全体の目標（２０１５年度末）は、２０１５年の普及開始に向け、ＦＣＶ・水素供給インフラが、既存のガソリン車・供給インフラと同等レベルの耐久性、利便性、実用性を備え、コスト低減の見通し等も含めて商業化レベルに達していることを実証することです。さらに地域特有の技術や資源を活かした水素供給インフラ等の技術実証及び調査等を行い、将来の水素供給インフラの導入可能性・課題を明らかにすることです。

なお、本事業の各研究開発項目及び各研究テーマ個別の目標は、基本計画（別添８）に示す通りとします。

＊１：ＦＣＶ保有台数を２００万台とした場合のCO_2削減効果を示す。
＊２：ＦＣＶ価格を３００万円、保有台数を２００万台として算出した市場規模を示す。

３．今回公募する研究開発課題

今回の公募の対象は、下記に示す４つの研究開発項目のうち「①　技術・社会実証研究」および「②　地域実証研究」です。

「③　地域導入可能性調査」及び「④　国際連携調査等」は今回の公募の対象外です。

①　技術・社会実証研究（共同研究事業［ＮＥＤＯ負担率：２／３］）

２０１５年の普及開始に向け、ＦＣＶ・水素供給インフラが、既存のガソリン車・供給インフラと同等レベルの耐久性、利便性、実用性を備え、コスト低減の見通し等も含めて商業化レベルに達していることを実証します。実用化に近い使用条件における実証データを取得し、エネルギー効率、水素供給コストを検証･評価するとともに、水素供給インフラ等の実用化に向けた課題（技術、コスト、安全等）を解決します。

なお、ＮＥＤＯの関連プロジェクトにおける技術開発や国際標準化、規制適正化の成果を導入し、実用化に向けた確認・評価を行います。また、本事業で蓄積した実測データ・知見等を整理し、技術開発及び国際標準化・規制適正化の活動にフィードバックします。

本研究開発項目では、下記（１）～（４）のテーマに取り組むこととします。

（１）７０ＭＰａ充填技術の実証
（２）低コスト化ステーション技術の実証
（３）高頻度運転、高稼働運転の実証
（４）トータルシステム技術の実証

②　地域実証研究（共同研究事業［ＮＥＤＯ負担率：２／３］）

地域特有の水素供給技術（再生可能エネルギーにより水電解した水素を利用等）を活かした水素供給インフラ等の技術実証を行います。

③　地域導入可能性調査（委託事業*3）　**※今回の公募対象外**

先行的に水素供給インフラの整備が想定される４大都市圏の周辺及び４大都市圏を繋ぐ位置にある地域を中心にして、将来の水素供給インフラの導入可能性を調査します。

④　国際連携調査等（委託事業*4）　**※今回の公募対象外**

画期的な低コスト化、商品性・信頼性向上に繋がる海外の水素ステーション技術の日本への導入・実証を想定した国際連携等を行います。

＊３：本研究開発項目は、基盤的公共的な調査事業であることから、委託事業として実施する。
＊４：本研究開発項目は、民間企業の研究開発投資に見合った成果が見込めない「公共財の研究開発」事業であることから、委託事業として実施する。

なお、本事業の平成２３年度の事業規模は、ＮＥＤＯの負担分と、研究開発実施者の負担分を合わせて全体で約１３．４億円規模を予定しています。今回公募を行う研究開発項目については、「① 技術・社会実証研究」が約１２．０億円、「② 地域実証研究」が１件あたり０．２億円を予定しています。但し、本事業は平成２３年度政府予算案を前提として公募を行うため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ます。また、複数年の提案であっても、次年度以降の予算措置を前提とし、場合によっては次年度への継続が認められない場合もあります。

４．研究開発期間

平成２３年度から平成２７年度の５年間。個別テーマについては、提案内容を勘案し、ＮＥＤＯが別に定めます。

５．応募資格

（１）今回の公募は、本事業に係る「基本計画」（別添８）、「平成２３年度実施方針」（別添９）に記載された事項及び次の①から⑦までを満たす企業等を応募対象とします。

①本事業で対象としている技術（ＦＣＶ、水素ステーション、水素供給インフラ等）に関して研究開発実績あるいは運用実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。特に、研究開発項目「②　地域実証研究」については、水素ステーションの運用実績を有することを必須とします。

②ＮＥＤＯとの共同研究業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の充分な管理能力を有していること。

③ＮＥＤＯがプロジェクトを推進する上で必要となる措置をＮＥＤＯとの共同研究契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

④企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について充分な能力を有していること。

⑤研究組合等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について充分な能力を有すると共に、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

⑥当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について充分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

⑦本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができること。

（２）単独又は複数の企業等からの応募を受け付けます。

６．提出期限及び提出先

本件に係る応募は、本公募要領に従って提案書を作成し、以下の提出期間内に郵送又は持参にて提出してください。提案書は日本語で作成されたもののみ受け付けます。

直接持参する場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日までの毎日１０：００～１７：００（最終日は１２：００迄）とします。ＦＡＸ及び電子メールによる提出は受け付けません。

提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）は返却いたしません。

・提案書受付期間：平成２３年２月３日（木）～　平成２３年３月４日（金）

・提出期限　：<u>平成２３年３月４日（金）１２：００必着（郵送含む）</u>

・提出先　　：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
　　新エネルギー部　　伊藤(仁)、森、菅原　宛
　　〒２１２－８５５４　川崎市幸区大宮町１３１０
　　ミューザ川崎セントラルタワー　１８階

ⅰ．封筒に『「地域水素供給インフラ技術・社会実証」に係る提案書在中』と朱書きの上、提出してください。

ⅱ．持参の場合は、ミューザ川崎１６階の「総合案内」の受付の指示に従ってください。

ⅲ．電子証明書発行遅れ及び電子証明インストール不具合等外的要因によるやむを得ない事情によりｅ－Ｒａｄへの電子申請が期限に間に合わない場合、必ず事前にＮＥＤＯ担当部に相談してください。なお、電子申請以外の提案書類の提出は必ず期限前に行ってください。

ⅳ．応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス（http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html）にご登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひご登録いただき、ご活用下さい。

７．応募方法

（１）提案書の作成に当たって

・提案書の記載様式は（別添１）をご参照ください。なお、研究開発項目は、「① 技術・社会実証研究」または「② 地域実証研究」となります。

・（別添２）に従って「研究開発責任者・サブリーダー候補研究経歴書」を（別添３）に従って「主要研究者候補研究経歴書」を作成してください。（主要研究者候補とは、提案書の各研究開発項目の責任者又は統括責任者となる登録研究員です。）

・提案書は日本語で作成してください。

・提案書の提出部数は書面２部（正１部、副１部）及び ＣＤ－Ｒ１部とします。

・提案書の提出時に「提案書受理票」（別添４）を添付してください。（１部）

（２）提案書に添付する書類

提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

・会社経歴書１部（提出先のＮＥＤＯ部課と過去１年以内に契約がある場合は不要）

・最近の営業報告書（１年分）１部

・ＮＥＤＯから提示された契約書（案）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書２部（正１部、副１部）

・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、又は共同研究の意志を示す覚書の写し１部

・連携している、又は連携しようとしている国外企業等がＮＥＤＯの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はＮＥＤＯが提供する国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）１部（指定国の公的支援機関、申請書（英語様式）ともＮＥＤＯホームページ上に別掲）

（３）提案書の受理等

・応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。

・提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡しします。

・提出された提案書等は返却しません。

・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

（４）府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）への登録

応募に際し、あらかじめｅ－Ｒａｄへ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。詳細は、ｅ－Ｒａｄポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp）をご確認ください。

概略の手続きを以下の①～⑤に示します。

①所属研究機関の登録とログインＩＤの取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者（＝主要研究員）の所属する研究機関（所属研究機関）がｅ－Ｒａｄに登録されていることが必要となります。所属研究機関で１名、ｅ－Ｒａｄ に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はｅ－Ｒａｄポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに２週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用ＩＤ（１１桁）、所属研究機関用ＩＤ（１０桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細はｅ－Ｒａｄポータルサイトの「システム利用に当たっての事前準備」を参照してください。

○ｅ－Ｒａｄ研究者向けページ　「システム利用に当たっての事前準備」
（http://www.e-Rad.go.jp/shozoku/system/index.html）

②研究代表者（＝業務管理者）のログイン用ＩＤ（１１桁）、申請用は研究者番号（８桁）取得

前記①で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたＰＣを用い

てログインし、研究代表者をｅ－Ｒａｄに登録して、ログイン用ＩＤ（１１桁）及び申請用研究者番号（８桁）とパスワードを取得します。詳細はｅ－Ｒａｄの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

○所属研究機関用マニュアル(共通）第１．２４ 版
（http://www.e-rad.go.jp/shozoku/manual/index.html）

③公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

ｅ－Ｒａｄ上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（ＮＥＤＯの公募ホームページからダウンロードが可能です。）申請書類等を作成・準備します。

④応募基本情報の入力と申請

ｅ－Ｒａｄのポータルサイトへログインし、研究代表者（＝業務管理者）が公募件名に対する「ｅ－Ｒａｄ応募基本情報」（別添６）の内容を入力し、申請します。

「ｅ－Ｒａｄ応募基本情報」の詳細内容については、研究者用マニュアルを参照してください。

(注) 提案方式が、共同提案の場合、代表者がその他提案者の分を登録してください。

○研究者向けページ（http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/index.html）

○研究者用マニュアル（共通）第１．２４版
（http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html）

⑤応募方法

i. 郵送又は持参による応募

前記④で作成したｅ－Ｒａｄ応募基本情報はＰＤＦファイルでダウンロードできますので、該当ファイルを全ページプリントアウトし、申請書（正）とともにＮＥＤＯへ提出してください。詳細は、ｅ－Ｒａｄ研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

ii. ｅ－Ｒａｄを利用した電子応募

前記④で作成したｅ－Ｒａｄ応募基本情報に加えて、提案書及び添付書類をＰＤＦファイルとして登録申請してください。詳細は、ｅ－Ｒａｄ研究者向けページ及び操作マニュアルを参照してください。

８．秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、ＮＥＤＯで厳重に管理します。なお、国際共同研究を実施している、又は実施しようとしている相手国研究者がＮＥＤＯの指定する守秘義務条項含む協定を締結している国外の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合は、国際共同研究に関する内容等の申請書（英語様式）に記された内容が国際共同研究の認定審査のために相手国の公的支援機関へ渡ることを承知の上記載ください。更に、取得した個人情報は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、ｅ－Ｒａｄに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成１３年法律第１４０号）第５条第１号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

９.共同研究先の選定について

（１）審査の方法について

外部有識者による事前審査とＮＥＤＯ内の契約・助成審査委員会の２段階で審査します。

外部有識者による事前審査は、提案書の書面審査とヒアリングにより行います。下記（２）審査基準を熟読の上、提案書には審査の判断材料となる情報（図表、文章等）を必ず記載してください。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、ＮＥＤＯが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じて資料の追加等をお願いする場合があ

ります。
　なお、ＮＥＤＯとの共同研究先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問合せには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（２）審査基準
＜事前審査の基準＞
外部有識者による事前審査は、次の基準により行うものとします。
①提案内容が本研究開発の目的、目標に合致しているか。（不必要な部分はないかも含む）
②提案された方法が技術的に優れているか。
③提案内容・研究計画は実現可能か。
－ 技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等。
－ 研究開発内容が高圧ガス保安法等の許認可を必要とするものについては許認可・特認等を取得する見通しが得られているか。
④提案された開発の経済性が優れているか。開発予算が妥当であるか。
⑤共同提案の場合、各社の提案が相互補完的であるか。
⑥産学官の共同提案の場合、互いのノウハウ等を持ち寄り協調して実施する体制となっているか。
⑦応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか。
－ 関連分野の開発等の実績、再委託予定先・共同実施相手先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等。
－ 設備・機器等を新規にあるいは改造等により導入する場合にはシミュレーション等による事前の性能予測を行うことができるか。
－ ＦＣＶ、水素ステーション、水素供給インフラ等を運用してのデータ取得時における安全管理体制が整備されているか。
⑧応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。（企業の場合、成果の実用化が見込まれるか）

＜契約・助成審査委員会の選考基準＞
共同研究予定先は、次の基準により選考するものとします。
①共同研究業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること
１）研究開発等の目標がＮＥＤＯの意図と合致していること。
２）研究開発等の方法、内容等が優れていること。
３）研究開発等の経済性が優れていること。
②当該研究開発等における共同研究予定先の遂行能力が次の各号に適合していること
１）関連分野の開発等に関する実績を有すること。
２）当該研究開発等の行う体制が整っていること。
（再委託予定先、共同実施相手先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にＮＥＤＯの指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
３）当該研究開発等に必要な設備を有していること。
４）経営基盤が確立していること。
５）当該開発等に必要な研究者等を有していること。
６）共同研究業務管理上、ＮＥＤＯの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。
③共同研究予定先の選考にあたって考慮すべき事項
１）優れた部分提案者の研究開発等体制への組み込みに関すること。
２）各研究開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
３）競争的な研究開発等体制の整備に関すること。
４）公益法人、技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
５）その他主管部長が重要と判断すること。

（３）共同研究先の決定及び通知について

①採択結果の公表等について

採択された案件（実施者名）はＮＥＤＯのホームページ等で公開します。不採択となった案件については、その旨を不採択となった理由とともに提案者へ通知します。

②事前審査員の氏名の公表について

事前審査員の氏名については、採択案件の公表時に併せて公表します。

③附帯条件

採択に当たって付帯条件がある場合（提案した再委託は認めない、他の機関との共同実施とすること、再委託研究としての参加とすること等）は、その旨を採択通知に記載します。

１０．公募関連スケジュール

平成２３年２月３日　・・・・・・公募開始
２月９日　・・・・・・公募説明会　（「１２．説明会の開催」参照）
３月４日　・・・・・・公募〆切
３月中旬（予定）　・・・事前審査
（外部有識者ヒアリングを３月１４日に予定）
３月下旬（予定）　・・・契約・助成審査委員会
４月上旬（予定）　・・・共同研究先決定、公表
４月頃　（予定）　・・・契約

１１．その他留意事項

（１）提案者は、ＮＥＤＯが提示する共同研究契約書（案）及び共同研究契約約款に合意することが共同研究先として選定されることの要件となります。

共同研究契約標準契約書様式
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/h22_1yakkan/kyoudou/index.html＞

（２）採択された企業等とＮＥＤＯの間での契約に当っては、当該研究開発成果の実用化に向けた計画（事業化計画書）を提出して頂く場合があります。事業化計画書を提出していただいた場合で、共同研究契約約款第２９条第２項に該当する事象が生じた場合には、速やかにＮＥＤＯに変更内容を提出して頂くこととなります。

（３）研究開発終了後、追跡調査・評価に御協力頂く場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。
また、特許等の取得状況及び事業化状況調査（バイドールフォローアップ調査）についても、協力を頂く場合があります。

（４）公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。＊5）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成１６年４月１日１６年度機構達第１号。ＮＥＤＯ策定。以下「補助金停止等機構達」という。＊6）に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

＊５：「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ホームページ
＜http://www.meti.go.jp/press/20081203006/20081203006.html＞
＊６：「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：　ＮＥＤＯホームページ
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojokin/hojokin.pdf＞

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

①本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還して頂くことがあります。

ii. 不正な使用」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則として、当該研究費を返還した年度の翌年度以降２～５年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大６年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）

iii.「不正な受給」を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当機構の事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、原則として、当該研究費を返還した年度の翌年度以降５年間の応募を制限します。また、補助金停止等機構達に基づき、不正があったと認定した日から最大６年間の補助金交付等の停止の措置を行います。）府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

iv.府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. 他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

②「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成２０年１２月３日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（５）研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成１９年１２月２６日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。＊7）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成２０年２月１日１９年度機構達第１７号。ＮＥＤＯ策定。以下「研究不正機構達」という。＊8）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

①本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還して頂くことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則として、不正があったと認定された年度の翌年度以降２～１０年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則として、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１～３年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. ＮＥＤＯは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

②過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

＊７：研究不正指針についてはこちらをご参照ください：　経済産業省ホームページ
＜http://www.meti.go.jp/press/20071226002/20071226002.html＞

＊８：研究不正機構達についてはこちらをご参照ください：ＮＥＤＯホームページ
＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/fuseikoui.pdf＞

（６）ＮＥＤＯにおける研究不正等の告発受付窓口

ＮＥＤＯにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発･相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　検査・業務管理部

〒２１２－８５５４　神奈川県川崎市幸区大宮町１３１０

電話番号：　　０４４－５２０－５１３１

ＦＡＸ番号：　０４４－５２０－５１３３

電子メール：　helpdesk-2@nedo.go.jp

ホームページ:研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

＜http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu/index.html＞

（電話による受付時間は、平日：９時３０分～１２時００分、１３時００分～１８時００分）

１２.説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該公募の内容、契約に係る手続き、提案する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。なお、説明会は日本語で行います。

注：応募に当たって、公募説明会への出席は必須ではありません。

なお、説明会への参加には事前登録が必要です。出席を希望する方は、①法人名、②出席者氏名、③出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を明記の上、FAX にて『新エネルギー部　担当　伊藤（仁）・森・菅原（FAX： 044-520-5276)』までご連絡ください。(様式は問いません。)

参加可否については、説明会の前日に E メールで連絡します。会場の都合上、応募者多数の場合は１法人２名までに限る等の人数調整を行う場合がありますので、御了承下さい。

登録期限：平成２３年２月７日（月）１７時００分（期限厳守）

［説明会の日時及び場所］

・日　時：平成２３年２月９日（水）１４：００～１５：００

（受付開始　１３：４５）

・場　所：〒２１０－００２４　川崎市川崎区駅前本町２６－４

ラウンドクロス川崎　４Ｆ

ＮＥＤＯ別館　第２会議室、第３会議室

１３．問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問は、説明会で受け付けます。

なお、説明会後は、２月１０日（木）から３月２日（水）１７：００の間に限り、ＦＡＸにて質問を受け付けます。

また、**審査の経過等に関する問合せには一切応じられません。**

［問合せ先］

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

担当：伊藤(仁)、森、菅原

ＦＡＸ：０４４－５２０－５２７６

１４．その他の重要事項について

ＮＥＤＯでは複数年度契約を実施しており、本事業についても複数年度契約を予定しています。

１５．提案書様式等

別添１　提案書の様式
別添２　研究開発責任者・サブリーダー候補研究経歴書
別添３　主要研究員候補研究履歴書
別添４　提案書受理票
別添５　積算総括表
別添６　共同提案の場合の総合積算総括表
別添７　e－Rad応募基本情報
別添８　「地域水素供給インフラ技術・社会実証」基本計画
別添９　「地域水素供給インフラ技術・社会実証」平成２３年度実施方針